

法令および定款に基づく インターネット開示事項

連結注記表 個別注記表

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

株式会社イトーキ

第67回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.itoki.jp/>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 19社

連結子会社の名称

伊藤喜オールスチール(株)、富士リビング工業(株)、伊藤喜(蘇州)家具有限公司、(株)イトーキマーケットスペース、(株)イトーキエンジニアリングサービス、(株)シマソービ、(株)イトーキ東光製作所、(株)イトーキ北海道、(株)ダルトン、(株)ダルトン工芸センター、不二パウダル(株)、(株)テクノパウダルトン、(株)ダルトンメンテナンス、(株)昭和化学機械工作所、イトーキマルイ工業(株)、三幸ファシリティーズ(株)、(株)エフエム・スタッフ、(株)イトーキシェアードバリュー、新日本システック(株)

前連結会計年度に連結子会社であった(株)メディカル経営研究センターは清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 9社

非連結子会社の名称

ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.、ITOKI MODERNFORM CO., LTD.

伊藤喜商貿(上海)有限公司

他6社

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社 (ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD. 他8社) については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)ダルトン、(株)ダルトン工芸センター、不二パウダル(株)、(株)テクノパウダルトン、(株)ダルトンメンテナンス、(株)昭和化学機械工作所の決算日は平成28年9月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。ただし、(株)ダルトン、(株)ダルトン工芸センター、不二パウダル(株)、(株)テクノパウダルトン、(株)ダルトンメンテナンス、(株)昭和化学機械工作所については平成28年10月1日から平成28年12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度の末日の市場
価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原
価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………主として総平均法に基づく
原価法

（貸借対照表価額について
は収益性の低下に基づく簿
価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 8～50年
機械装置及び運搬具 4～17年
- ② 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量(有効期間3年)に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ④ 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることのできるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
 - ⑤ 製品保証引当金
納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。
 - ⑥ 債務保証損失引当金
関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。
 - ⑦ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給基準内規に基づき当連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。
 - ⑧ 製品自主回収関連損失引当金
当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引、借入金利息

③ ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。また、金利スワップについては、変動金利による資金調達の変動コストの固定化、ないしは金利の低減化を図る目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の為替変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。また、金利スワップについては金利スワップの特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、子会社投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、10年以内で均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

1. 「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更]

前連結会計年度において、流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度における「電子記録債権」の金額は526百万円であります。

[追加情報]

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の33.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.8%、平成31年1月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響額は軽微であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

| | |
|---|---------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 52,367百万円 |
| (2) 担保に供している資産 | |
| 定期預金 | 100百万円 |
| 有形固定資産 | |
| 建物及び構築物 | 928百万円 |
| 土地 | 2,186百万円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 短期借入金 | 12百万円 |
| 1年以内返済予定の長期借入金 | 510百万円 |
| 長期借入金 | 1,079百万円 |
| (3) 受取手形割引高 | 514百万円 |
| (4) 偶発債務 | |
| 次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。 | |
| ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD. | 7百万円 |
| | (91,000 SGD) |
| (5) 連結会計年度末日満期手形 | |
| 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、当連結会計年度末日の満期手形が期末残高に含まれております。 | |
| 受取手形 | 194百万円 |
| 支払手形 | 117百万円 |

[連結損益計算書に関する注記]

子会社清算損

非連結子会社である伊藤喜商貿（上海）有限公司の清算に伴う損失であります。

なお、当該清算損の金額には、債務保証損失引当金繰入額等の金額が含まれております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 52,143,948 | — | — | 52,143,948 |
| 合計 | 52,143,948 | — | — | 52,143,948 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 4,239,844 | 2,355,427 | — | 6,595,271 |
| 合計 | 4,239,844 | 2,355,427 | — | 6,595,271 |

(注) 自己株式数の増加2,355,427株は、単元未満株式の買取請求による増加127株、平成28年8月3日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得2,355,300株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|--------------|-------------|------------|
| 平成28年3月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 622百万円 | 13円 | 平成27年12月31日 | 平成28年3月24日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|--------------|-------------|------------|
| 平成29年3月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 592百万円 | 13円 | 平成28年12月31日 | 平成29年3月30日 |

[金融商品に関する注記]

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入により調達をしております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、社内管理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握し、リスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関して、定期的に時価や、発行体の財務状況等を把握し、管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが5カ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を策定し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクを回避することを目的とした為替予約取引と借入金に係る支払金利の変動リスクを回避することを目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2.参照)

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------------------------|----------------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 19,839 | 19,839 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 23,241 | 23,241 | — |
| (3) 電子記録債権 | 521 | 521 | — |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 | 5,559 | 5,560 | 1 |
| (5) 支払手形及び買掛金 | 10,932 | 10,932 | — |
| (6) 電子記録債務 | 5,365 | 5,365 | — |
| (7) 短期借入金 | 9,458 | 9,458 | — |
| (8) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。） | 6,123 | 6,090 | △32 |
| (9) デリバティブ取引 | — | △4 | △4 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 - (4) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。
 - (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 - (8) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
 - (9) デリバティブ取引
為替予約の時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(8)参照)
2. 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品
非上場株式（連結貸借対照表計上額3,630百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 986円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円15銭 |

[企業結合等に関する注記]

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
結合当事企業の名称 株式会社ダルトン
事業の内容 科学研究施設・粉体機械等の製造販売
- ② 企業結合日
平成28年10月12日
- ③ 企業結合の法的形式
非支配株主からの株式取得
- ④ 結合後企業の名称
変更ありません。
- ⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は33.14%であり、当該取引により当社が保有する株式会社ダルトンの議決権比率は85.67%となりました。当該追加取得は、当社と株式会社ダルトンの資本関係を一体化した上で、双方の経営資源をこれまで以上に相互に活用し事業強化を図っていくことが、当社グループ全体の企業価値の向上に資すると判断したために実施したものであります。

なお、株式会社ダルトンは、平成29年1月19日に株式併合を実施したことにより、当社の完全子会社となりました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 1,112百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- ① 資本剰余金の主な変動要因
子会社株式の追加取得
- ② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額
133百万円

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

| | |
|---------------|---|
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

| | |
|---------------------|---|
| 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品 | 総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法) |
|---------------------|---|

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

| | | |
|------------|-----|---|
| (リース資産を除く) | 定率法 | ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 |
| | | 建物 8～50年 |
| | | 機械及び装置 11～17年 |

② 無形固定資産

| | | |
|------------|-----|--|
| (リース資産を除く) | 定額法 | 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量(有効期間3年)に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 |
|------------|-----|--|

- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることのできるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

⑦ 製品自主回収関連損失引当金

過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引、借入金利息

3. ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。また、金利スワップについては、変動金利による資金調達の変動コストの固定化、ないしは金利の低減化を図る目的で行っております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の為替変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。また、金利スワップについては金利スワップの特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更]

該当事項はありません。

[追加情報]

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の33.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.8%、平成31年1月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響額は軽微であります。

[貸借対照表に関する注記]

| | |
|---|---|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 40,898百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 1,915百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 617百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 3,650百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 52百万円 |
| (3) 偶発債務 | |
| 次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っており ます。 | |
| 伊藤喜（蘇州）家具有限公司 | 724百万円 (43百万元) 295百万円 (2百万米ドル) |
| ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD. | 7百万円 (91,000 SGD) |
| (4) 期末日満期手形 | |
| 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理して おります。 | |
| なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が当 事業年度末残高に含まれております。 | |
| 受取手形 | 184百万円 |

[損益計算書に関する注記]

(1) 関係会社との取引高

| | |
|------------|-----------|
| 売上高 | 2,888百万円 |
| 仕入高 | 16,010百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 512百万円 |

(2) 子会社清算損

非連結子会社である伊藤喜商貿（上海）有限公司の清算に伴う損失であります。
なお、当該清算損の金額には、債務保証損失引当金繰入額等の金額が含まれております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 4,239,844 | 2,355,427 | — | 6,595,271 |
| 合計 | 4,239,844 | 2,355,427 | — | 6,595,271 |

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産

| | |
|------------|---------|
| 貸倒引当金繰入超過額 | 303百万円 |
| 賞与引当金 | 313百万円 |
| 受注損失引当金 | 21百万円 |
| たな卸資産評価減 | 54百万円 |
| 未払事業税 | 58百万円 |
| 未払事業所税 | 16百万円 |
| その他 | 5百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 772百万円 |
| 評価性引当額 | △152百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 619百万円 |

(固定の部)

繰延税金資産

| | |
|------------|-----------|
| 退職給付引当金 | 1,047百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 837百万円 |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 363百万円 |
| その他 | 184百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 2,432百万円 |
| 評価性引当額 | △1,194百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,237百万円 |

繰延税金負債

| | |
|--------------|-----------|
| 前払年金費用 | △537百万円 |
| 固定資産圧縮積立金 | △330百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △370百万円 |
| その他 | △2百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △1,240百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | △3百万円 |

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|------------|---------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| ソフトウェア | 664 | 612 | 52 |
| 合計 | 664 | 612 | 52 |

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

| | |
|-----|-------|
| 1年内 | 55百万円 |
| 1年超 | 1百万円 |
| 合計 | 55百万円 |

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 役員及び個人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----------|----------------------|-------------------|----------------|------------------|-------|----|-------|
| 役員及びその近親者 | 山田百合子 | 当社代表取締役会長山田匡通の配偶者 | (被所有) 直接 1.4% | 土地の賃貸 (注2) | 1百万円 | — | — |
| | (株) 璃理 代表取締役社長 山田百合子 | 山田百合子の資産管理会社 | — | 家屋の賃貸 (注2) | 9百万円 | 敷金 | 6百万円 |
| | 伊藤文子 | 当社代表取締役会長山田匡通の義妹 | (被所有) 直接 2.0% | 土地・家屋の賃貸 (注2) | 38百万円 | 敷金 | 29百万円 |

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。
 2. 近隣の地代を参考にして、同等の価格によっており、現金にて支払っております。
 3. (株)璃理は、当社代表取締役会長山田匡通の近親者が議決権の過半数を保有しております。

(2) 子会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|---------------|----------|------------|----------------|---------|--------|---------------|----------|-----------------------|--------|
| | | | | | 役員の内兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | (株)イトーキ 東光製作所 | 70百万円 | 鉄扉、貸金庫等の製造 | (所有) 直接 84.4% | — | 仕入先 | 資金の付 | 1,077百万円 | 短貸付金 (注1) | 510百万円 |
| | | | | | | | 貸付金の回収 | 1,068百万円 | 長貸付金 (注1) | 520百万円 |
| | | | | | | | 利息の受取 (注2) | 9百万円 | 流動資産 その他 (未収利息) | 0百万円 |

- (注) 1. 当該貸付を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額として19百万円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は921百万円であります。
 2. 貸付金利息については市場金利を参考にして、双方の協議で調整し決定しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

(1) 1 株当たり純資産額

891円40銭

(2) 1 株当たり当期純利益

35円97銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。